

本州四国連絡高速道路（株）入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成27年8月28日（金） 本社11F 会議室	
出席委員	小林 秀一（弁護士） 白土 博通（大学教授） 泉水 文雄（大学教授）	
審議対象期間	平成26年10月1日～平成27年3月31日	
抽出案件	抽出案件 5 件	件名
一般競争	1 件	・平成26年度交通管制・施設監視中央設備他更新工事
一般競争	1 件	・法令違反車両取締用等バス購入
条件付一般競争	1 件	・中川原スマートIC工事
簡易公募型競争	1 件	・与島橋2径間部他耐震補強設計業務
指名競争	1 件	・淡路島南料金所安全通路設置他工事
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する応答等	・別紙のとおり	・別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・別紙のとおり	・別紙のとおり

意見・質問	回答（説明を含む）
<p>①入札方式別発注業務について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p>②指名停止等運用状況について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p>③一般競争（平成26年度交通管制・施設監視中央設備他更新工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札公告等において、客観点数の点数制限を設定しているが、その客観点数とは何か。 ・3者から競争参加申請があり、そのうち2者が辞退しているが、辞退の理由を確認しているか。 ・機器のインターフェース等は開示されているが、既存の機器を設置した施工業者である方が、保有している情報等の状況から、条件としては有利となるのではないか。 ・他の高速道路会社も同様の施設を有していると考えますが、高速道路に限った場合、施工可能な業者自体は、何社存在するのか。 ・求める施工実績について、本件では高速道路会社における施工以外の実績であっても競争への参加を可能としており、都道府県や警察機関における類似の工事においても、どのような業者でも参入できるような仕様になっているようである。本件の仕様は、そのような 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の競争参加資格を有している業者は、建設業法に基づき、経営事項審査において総合評定値通知を受けている。総合評定値とは、経営状況、経営規模等を点数化し、それらを全国的な基準である計算式に当てはめて計算した値であり、客観点数は、それと同じものである。 ・個別案件については、確認していない。 ・既存の機器については、当社が管理する各道路それぞれ別の業者が施工している。施工内容等を勘案しても、有利又は不利となるものはないと考えている。 ・15者程度が想定される。 ・各機関の仕様については分かりかねるところである。端末設備の監視、制御等を行うための基本的な仕様は同じようなもの、また、情報の処理方法等は各機関により異なるものと思料する。

機関と同様な仕様としているのか。

・今回は更新工事であるが、既存の設備に何か新しい機能が追加されるのか。

④一般競争(法令違反車両取締用等バス購入)

・ベース車両の仕様を指定しているが、メーカーはどこでもよいものであったか。

・内装等については特別に改装する必要があるものと考えられるが、積算基準はあるのか。なければ、どのように積算しているのか。

・入札価格と予定価格が近いが、なぜか。

⑤条件付一般競争(中川原スマートIC工事)

・スマートICとはどのようなものか。

・2者が競争参加を希望し、うち1者が辞退しているが、業者に理由を確認しているか。

・会場で辞退届を提出したということは、電子入札ではないのか。

・入札会場では、業者が顔を合わせるようになるのか。

・落札率は92%であり、談合の有無については一概には言えない。従来より、業者間が顔を合わせる機会があると談合が生じる可能性があると言われていているところである。発注

・当社が管理する3つの道路は、供用の時期が異なるため、それぞれ独立して管制業務及び施設制御を実施している。今回は、それらの管制設備を集約する工事であり、新しい機能を追加するものではない。

・メーカーは指定せず、マイクロバスであればよいこととしていた。

・積算基準はないため、複数の業者から参考見積もりを頂き、それにより積算している。

・採用した参考見積もり業者と落札者が、たまたま同じであったと思われる。

・ICの1種類で、一般道との出入りはETC専用となっている。主にSA・PA又はバスストップに併設され、全国的に導入が進んでおり、今回、地元からの要望もあるため、導入するものである。

・確認していない。入札会場において業者が辞退届を提出し、辞退したものである。

・当社においては、他機関と比較して発注件数も少なく、コスト面を勘案してもあまりメリットがないため、現在のところ電子入札は導入していない。

・入札会場に来て頂くので、顔を合わせることになる。

件数、コスト等を考慮した上で、電子入札を導入するというのも一つの方法ではある。

⑥簡易公募型競争（与島橋2径間部他耐震補強設計業務）

・ 価格評価点の算出方法を教えてほしい。

・ 調査基準価格は設定していないのか。

・ 落札率が50%で価格評価点が0点となるのはなぜか。

・ 計算結果については、業者側にとっては厳しいものではないかとの印象を受ける。調査
・ 設計業務においては、最低制限価格を設けていない機関が多いため、落札率がかなり低い場合もある。業者側は、人員が余っていても人件費は必要であるので、人件費を得るために安い金額であっても受注したいという場合もあり、その場合でも必ずしも品質が悪いという訳ではない。評価点の算出方法については、必ずしもこれが正解というものはないかもしれないが、試行錯誤していく必要があると考えられる。

⑦指名競争（淡路島南料金所安全通路設置他工事）

・ 特になし

⑧小額随意契約について

・ 特になし

・ 価格評価点は100点を満点とするもので、落札率が100%の場合は75点、落札率が75%に近づくほど価格評価点は高くなり、75%で最高点の100点となる。それより落札率が下がると、品質確保の観点から価格評価点は下がり、落札率が50%以下の場合は0点となる。

・ 調査業務については、設定していない。

・ 業務に必要な直接原価のみに相当し、業者側に経費や利益が出ないような設計金額であると考えられ、それによって業務の品質を確保できない恐れがあるため。

・ 必ずしも、金額が安い場合に品質が悪くなっていたり、成績評定の点数が低くなっているという訳ではない。技術的な部分の評価も反映していく必要があると考えており、価格評価点算出のための計算式については、どのようなものが最適であるかを、他機関についても参考としながら検討しているところである。